

# 台風19号支援と 今後の災害支援、 知識の備えのための

ボードゲーム形式で  
楽しく学ぶ♪



## 被災者支援制度 活用ワークショップ

行政職員、社協、ボランティア、  
専門士業などの皆さん向け

日時

2019年

12月9日(月) 18:00~20:00

場所

静岡県総合社会福祉会館 会議室  
(静岡市葵区駿府町1-70)

内容

- ・台風19号被災と支援のポイント解説
- ・被災者の生活再建と支援制度を学ぶワークショップ

講師: 弁護士 永野 海 (静岡県弁護士会)

こんな方に特にオススメです♪

- ・罹災証明や認定のポイントについて知りたい
- ・住宅被害の程度に応じて、どのような支援制度の活用が考えられるのか知りたい
- ・複雑な支援制度のポイントや注意点を知りたい

事前申込制

・無料

- ・資料準備のため、裏面の参加申込書で12月3日(火)までに弁護士会にお申し込みください

主催



☎ 054-252-0008 平日9:00~12:00 13:00~17:00

<b>避難所</b> 数日から数ヶ月の期間(避難先)まで数日に及ぶことも	<b>ボランティアの支援</b> 片付けやゴミ分別など	<b>障害物の除去(土砂除去)</b> 半壊や床上浸水で生活に不安定な状態に陥った被災者に、土砂除去などの支援	<b>応急修理制度</b> 半壊以上で、応急修理が必要で、かつ、応急修理費が30万円以下で、かつ、応急修理費が30万円以下で、かつ、応急修理費が30万円以下	<b>支援法の基礎支援金</b> 半壊以上の被災者に対して、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	
<b>仮設住宅</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>義援金</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>自治体の独自支援金</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>災害弔慰金</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>災害援護資金貸付</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>火災・地震保険</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する
<b>公費解体</b> 半壊以上の被災者に対して、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>支援法の加算支援金</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>被災ローン減免制度</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>リバースモーゲージ貸付</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	<b>災害公営住宅</b> 被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する	

被災者生活再建カード

# 台風19号支援と

今後の災害支援、知識の備えのための

# 被災者支援制度 活用ワークショップ

## 参加申込書

静岡県弁護士会 宛 (FAX 054-252-7522)

12月3日(火)必着

所属団体	お名前	電話番号

日時

12月9日(月) 18:00～20:00

場所

静岡県総合社会福祉会館 会議室  
(静岡市葵区駿府町1-70)

主催

静岡県弁護士会